

農薬製造（加工、輸入）廃止届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名（法人の場合にあっては、その  
名称及び代表者の氏名）

下記のとおり農薬製造（加工、輸入）を廃止したので、農薬取締法第6条第5項（第34条第6項において準用する同法第6条第5項）の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 農薬製造（加工、輸入）を廃止した年月日

（日本産業規格 A 4）